

はじめに

本報告書は、笹川スポーツ財団が 2022～2024 年度までに実施してきた実践研究の成果をとりまとめたものである。本研究では、地域の障害者スポーツの拠点となる障害者スポーツセンターの役割、および整備が望ましい機能について明らかにしたうえで、障害者スポーツセンター以外の障害者優先スポーツ施設や一般的な公共スポーツ、地域のその他社会資源の役割と整備についても検討し、各施設のあり方についてまとめた。

本報告書の構成と概要は以下のとおりである。

I. 研究概要

本研究の目的、および用語の定義を示した。

II. 先行研究（地域における障害者スポーツ施設運営に関する研究）

2022 年度に、東京都障害者スポーツ協会との共同研究で実施した東京都内の公共スポーツ施設や地域の社会資源を対象にした潜在的ニーズ調査の結果を示している。さらに、東京都障害者スポーツ協会が指定管理者として管理運営している東京都障害者総合スポーツセンター・東京都多摩障害者スポーツセンターの職員とともに、障害者専用スポーツ施設のあり方や障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方について検討した結果をまとめている。施設利用者である障害当事者にヒアリング調査を実施し、障害者の施設トランジション（移行）についてもまとめている。また、2023 年度に北九州市障害者スポーツセンターとの共同研究で実施した北九州市内の公共スポーツ施設や地域の社会資源を対象にした潜在的ニーズ調査の結果を示している。

2 つの共同研究の結果をもとに、障害者が身近な地域でスポーツに親しめる社会の実現に向けて、「障害者のためのスポーツ施設ネットワーク」（施設ネットワーク）の重要性を示した。

III. 実践研究（地域の障害者スポーツ振興における施設ネットワーク実践研究）

2023 年度に政策提言として公表した施設ネットワークの実現に向けて、2024 年度に実施した江戸川区と北九州市の実践研究の結果を示した。

IV. 本研究のまとめと考察

2022～2024 年度に実施した研究結果を分析し、改めて政策提言をまとめた。

VI. 実施体制

江戸川区の実践研究の実施体制、および北九州市の実践研究の実施体制を示した。

I. 研究概要

1. 研究目的

本研究は、地域の障害者が身近な地域で運動・スポーツに親しめる環境を整備するための効果的な施策や取り組みを検討する。そのために、地域の障害者スポーツの拠点となる障害者スポーツセンターの役割と整備がのぞましい機能、および障害者スポーツセンター以外の障害者優先スポーツ施設や一般の公共スポーツ施設、地域のその他社会資源の役割と整備がのぞましい機能を明らかにし、地域における障害者スポーツセンターを含めた関連施設のあり方を提言することを目的に実施した。

2. 用語の定義

本研究における障害者が利用するスポーツ施設に関する用語を以下の通り定義した(図表 1-1)。

① 障害者専用・優先スポーツ施設

笹川スポーツ財団(以下、SSF)「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」で明らかにした 150 施設が該当する。

② 障害者スポーツセンター

障害者専用・優先スポーツ施設のうち、(公財)日本パラスポーツ協会「パラスポーツセンター協議会」加盟の 26 施設(2023 年度時点)が該当する。パラスポーツセンター協議会は、施設の運営における諸問題等に関する意見交換や交流の場として 1984 年に「身体障害者スポーツセンター協議会(現・パラスポーツセンター協議会)」として発足した。

③ 障害者専用スポーツ施設

障害者スポーツセンターのうち、障害者のみが利用可能な施設。全国では、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、名古屋市障害者スポーツセンター、大阪市長居障がい者スポーツセンター、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの 5 施設が該当する。

④ 公共スポーツ施設

「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(4,630 施設)と「社会体育施設」(4 万 6,981 施設)をあわせた 5 万 1,611 施設が該当する。

⑤ 地域のその他社会資源

スポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施設、特別支援学校や一般校などの地域の社会資源が該当する(①～④を除く)。

図表 1-1 障害者が利用できる地域の社会資源の概要

